

令和6年度 第7回庁議要旨

日時：令和6年7月9日（火）

午前9時10分～午前9時35分

会場：庁議室

[審議事項]

1 東京都渋谷区との災害時相互応援に関する協定締結について（総務部）

大規模災害時には、応急対策、復旧対策等、迅速な災害対応が必要とされることから、関係各機関との災害時応援協定の締結が望まれている。

先般、東日本大震災からの復旧・復興に際し多大な支援をいただいた東京都渋谷区より、災害時における相互応援に関する協定を締結したいと申出があり、協定内容等について協議を進めてきた。

同区との協議が調ったことから、協定を締結し、災害時における救援物資の提供や職員派遣等、相互に応援を行うことにより、住民の生命の安全と生活基盤の確保を図るもの。

(1) 主な内容

ア 協定内容

渋谷区と石巻市は、いずれかの区域で地震等の災害が発生し、独自では十分な応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法第67条第1項に規定する趣旨及び友愛的精神に基づき、相互に応援することについて協定を締結する。なお、応援の内容は次のとおりとする。

- ① 被災者の救援、医療、防疫並びにこれらを行うための施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- ② 食料、飲料水、生活必需品及びこれらの供給に必要な資機材の提供
- ③ 救援及びその他応急復旧活動等に必要な車両等の提供
- ④ 救援及びその他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- ⑤ 被災者を一時収容するための施設の提供及び斡旋
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

イ 協定締結期間

協定締結の日から令和7年3月31日まで（1年ごとに自動更新）とする。

(2) 今後の予定

令和6年8月1日 協定締結式

2 令和6年度の公共交通利用促進デーの実施について（復興企画部）

令和3年度末に策定した「石巻市総合交通計画」の施策として、モビリティマネジメントの推進を目的に、令和4年7月から12月までの6か月間、毎月第4金曜日に、本市職員が積極的に公共交通を活用して通勤する「公共交通チャレンジデー」を実施した。

また、令和5年6月から令和6年3月まで、毎月1日以上を目標に、任意の金曜日に本市職員が積極的に公共交通を活用して通勤する「公共交通利用促進デー」を実施したが、参加者数の低迷が課題となった。

令和5年度の結果を踏まえ、一部実施内容を変更して本取組を継続することで、参加者数の増加を図り、今後は市全体へ本取組を浸透させていく。

※ モビリティマネジメント

過度に自家用車に頼る状態から、公共交通や徒歩等を含めた多様な交通手段を適度に利用する状態へと少しずつ変えていく一連の取組のこと。

(1) 主な内容

本市職員が鉄道やバス等の公共交通を用いた通勤を積極的に行う「公共交通利用促進デー」を下記内容に変更の上、継続して実施することにより、本市の地域交通の維持に対する職員の意識向上を図るとともに、全市的なモビリティマネジメントの推進に役立てていくもの。実施期間中のいずれかの月において対象職員の参加率80%超を目標とする。

	令和6年度	令和5年度
1 対象職員 ※ 令和6年度は普段公共交通を利用して通勤している者を含む。	行政職の一般職員等（任期付、再任用、派遣職員、会計年度任用職員を含む。） ※ 下記のいずれかに該当する者は対象外とする。 ①勤務先から自宅が2km以内の者 ②自宅又は勤務先から駅又はバス停まで1km以上ある者 ③往復の通勤時間帯に乗車できる公共交通がない者 ④個人の事情から自家用車等での出勤が必要な者	行政職の一般職員等（任期付、再任用、派遣職員、会計年度任用職員を含む。）
2 公共交通利用促進デーの設定	毎月第4金曜日（祝日等の場合はその前日）に公共交通を活用した通勤を行う。 ※ 当日都合が悪い場合は、同じ週の任意の日を実施する。	毎月1回以上任意の金曜日（祝日等の場合はその前日）を選択し、公共交通を活用した通勤を行う。
3 実施期間	令和6年7月から	令和5年6月から令和6年3月まで
4 課題及び成果の検証	① 対象者の把握のため、各所属において、所属職員の普段の通勤方法等を確認の上、復興企画部地域振興課に報告する。 ② 毎月各所属において、対象職員の公共交通利用促進デーにおける通勤手段を、復興企画部地域振興課に報告する。 ③ 地域振興課は、年度末に各所属に対し実施結果の調査（実施できなかった理由等）を行い、課題及び成果の検証を行う。	① 各所属において、所属職員の普段の通勤方法等を確認の上、復興企画部地域振興課に報告する。 ② 毎回参加者が直接、公共交通利用促進デーにおける通勤手段を、復興企画部地域振興課に報告する。 ③ 地域振興課は、年度末に職員を対象としたアンケート調査を行い、課題及び成果の検証を行う。

※ 通勤手段を変更することにより発生する交通費は支給しないものの、職員の積極的な参加について協力をお願いする。

※ 本事業への参加により事故等が発生した場合については、一部通勤経路に変更が生じているものの、市の施策に基づくものであることから、通勤災害の対象として取り扱うものとする。

(2) 今後の予定

令和6年7月

職員通勤方法実態調査

7 月～	令和 6 年度公共交通利用促進デーの実施（毎月第 4 金曜日） 毎月の参加者数の報告・集計
令和 7 年 2 月～3 月	実施結果調査

3 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の民間施設指定について（市民生活部）

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保健機構法の一部を改正する法律が令和 6 年 4 月 1 日に全面施行され、冷房設備が整った誰でも休憩できる施設を、熱中症特別警戒情報（以下「熱中症特別警戒アラート」という。）が発表された場合に危険な暑さから避難できる場所として開放する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）に市が指定できる制度等が創設された。

これを受け民間事業者 2 社からクーリングシェルターへの指定について申し出があった。

申し出のあった民間施設をクーリングシェルターに指定し、熱中症による重大な健康被害発生の防止を図るもの。

(1) 主な内容

ア 指定施設

イオンモール石巻、ウエルシア薬局石巻赤十字病院前店の 2 施設

※今後、上記以外にも申出があれば、順次指定する。

なお、民間施設等をクーリングシェルターとして指定したときは、次の事項を定めた協定を締結する。

- ①協定の目的となるクーリングシェルターの名称、住所
- ②開放可能日及び時間帯
- ③受入可能人数
- ④施設の管理に関する事項、協定の有効期間、その他必要な事項

イ 運用期間

指定の日から令和 6 年 10 月 23 日（水）まで

（国の熱中症特別警戒アラート運用期間は 4 月第 4 水曜日から 10 月第 4 水曜日まで）

翌年度以降、国の熱中症特別警戒アラート運用期間に合わせて実施していく。

ウ 開放日及び時間帯

熱中症特別警戒アラートが発表された際に、施設の営業時間に準じて開放する。

エ 受入可能人数

2 施設合計で 1,066 人

(2) 今後の予定

令和 6 年 7 月 指定及び協定締結

【その他】

- ・令和 5 年度各種会計歳入歳出決算剰余金処分調書について（総務部）

以上